

平成 27 年 10 月 1 日

塩尻市オープンデータ利用規約

塩尻市は、オープンデータとして各種情報（以下「コンテンツ」といいます。）を掲載します。掲載するコンテンツを適正かつ有効に活用していただくため、本規約に従って利用して下さい。また、コンテンツの利用をもって本規約に同意したものとみなします。

1 出典の記載について

- (1) コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は次のとおりです。

（出典記載例）

出典：塩尻市の人口（LinkData 内）(http://linkdata.org/work/*****)

- (2) コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また、編集・加工した情報を、あたかも塩尻市が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止します。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「塩尻市の人口（LinkData 内）」(http://linkdata.org/work/*****) を加工して作成

2 著作権等について

- (1) コンテンツ及びその内容に関する諸権利は、原則として本市に帰属します。
- (2) コンテンツの中には、第三者（本市以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。
- (3) コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は、利用者の責任において確認してください。
- (4) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権等の許諾なしに利用できる場合があります。

3 禁止している利用について

コンテンツの利用に関し、法令、条例又は公序良俗に反する利用は禁止します。

4 準拠法と合意管轄について

- (1) 本規約は、日本法に基づいて解釈されます。
- (2) 本規約によるコンテンツの利用及び本規約に関する紛争については、長野地方裁判所松本支部を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

5 免責について

- (1) 掲載するコンテンツは内容確認をしておりますが、正確性、最新性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 本市は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。
- (3) コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

6 その他

- (1) 本規約は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。
- (2) 本規約は、政府標準利用規約（第 1.0 版）に準拠しています。
- (3) 本規約は、今後変更される可能性があります。